

# 東京都監察医務院の紹介

## 東京都監察医務院とは

東京都の23区内において発生するすべての不自然死（死因不明の急性死や事故死など）について、死体の検案及び解剖を行い死因を明らかにしています。また、これを通じて（1）正確な死因統計に貢献し、臨床医学、予防医学などに還元し、公衆衛生の向上を図り、（2）監察医の養成及び医師、医療関係者の補習教育を行い、（3）安寧秩序の維持に貢献することを目的として設置されている死因究明機関です。

平成30年の年間検案件数は、14,023件、解剖体数は2,073体で、一日平均の検案数は38.4件、解剖数は5.7体となっています。

この検案数は、東京都23区内における全死亡者数の約17.5%にあたります。つまり、5.7人に1人が監察医の検案を必要とする不自然死で死亡していることになります。

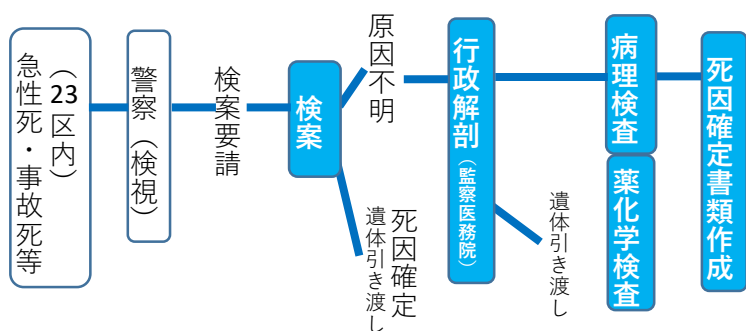


## 検案の対象

監察医の検案の対象となる死体は具体的に以下の場合です。

- （1）病死又は自然死（内因死の一部）  
病死または自然死であっても、医師の診療を受けることなく死亡したもの  
医師の診療を受けた場合でも死因が判然としないもの  
（例：経過が急な突然死、過労死、労災死、伝染病、食中毒など）
- （2）不慮の外因死  
外因又は外因によって生じた病的障害による死亡  
（例：交通事故死、墜落死、溺死、焼死、窒息死、中毒死、爆死、凍死、感電死など）
- （3）その他及び不詳の外因死  
自殺や他殺、不慮か故意か未定のもの  
（例：縊死など）
- （4）不詳の死  
内因死か外因死か不明の死体。死亡の原因が複雑で病死か外因死か不明のもの

## 監察医務業務



23区内で異状死が発生するとまず警察が事件性の有無を含め検視を行います。続いて監察医務院は、検案要請に基づき監察医と監察医補佐が所轄の警察署等へ行き検案を行います。検案で死因が確定すると遺族に遺体を引き渡します。検案で死因が確定しない場合は遺体を監察医務院へ搬送し行政解剖が行われます。その後病理組織検査と薬化学検査が行われ、それらの結果をもとに死因確定書類が作成されます。

臨床検査技師は、これらの監察医務業務のうち「行政解剖」「病理組織検査」「薬化学検査」を行います。

## 監察医務の必要性

監察医の行っている業務は、異常死体として取り扱われた各遺体を検案し、必要に応じて解剖を行い、死因及び死に至る過程を明らかにすることです。この業務は以下の点において多大な貢献をしています。

- （1）衛生行政への貢献
- （2）公衆衛生の向上
- （3）死者及び家族の諸権利の適切な処理
- （4）安寧秩序の維持
- （5）医学研究・教育への貢献

監察医務は「人が受ける最後の医療である」と位置付けられ、生前に疾病に罹患すれば最高の医療が施されるべきであると同様に、異状死に関しては、最高水準の検案・解剖を行わなければならない。死者の尊厳を守ることは勿論、一人の死を万人の生につなげること、すなわち「個」から「社会」にわたる医学的寄与のために監察医制度が施行されています。